

第20回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年2月27日（金） 午後1時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 押 切 秀 志

4番 新 井 功 仁 恵

6番 阿 部 栄 子

7番 篠 原 弘

8番 齋 藤 晃 佳

9番 谷 口 正 明

10番 宮 崎 義 幸

11番 工 藤 均

12番 百 々 栄 二

13番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報の提供について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 地域計画の作成について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 贈与税納税猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 令和 6 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について |
| 日程第 11 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第20回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

皆様今日は、午後からの総会に出席くださりましてありがとうございます。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部改定に伴い地域計画の作成が求められ、その期限が令和7年3月末までとされており、それに伴う意見書を提出することにあたり町からの説明を受けることとなり、午後からの総会開催になったことを申し添えます。

今月も終わろうとしておりますが、日本海側のような大雪もなく穏やかな日が続いております。春に向けて離農に伴う農地の利用調整等の話が数件出ております。春の雪解けに向けて、何かと忙しくなると思いますが、皆様の協力を得ながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日は、議案を7件の提案をさせていただいております。慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、2番嵯峨委員、3番押切委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

2月17日、「令和6年度ブロック別農地業務担当職員研修会」が釧路市で開催され、私と埴見係長、前田主事が出席しております。

北海道農業会議の職員より、農業振興地域の整備に関する法律について、農地転

用制度における留意点についてなど、地域計画策定後に関わってくる内容を主なものとして説明があったところです。

2月18日、〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を円朱別会館で開催し、地元農業者6名、農協担当者2名、役場農林課2名と篠原委員、事務局2名が出席しております。

〇〇さんからは、今年3月に営農を中止するので、春以降の農地の賃貸借について農業委員会で設定を進めていただきたい旨の相談が1月にございました。

本来であれば、本人からの利用権設定申出の後、総会で調整委員を決定し、農地評価を経て利用協議と進めるところですが、雪解け後に農地評価を行い、その後に利用会議・賃貸借の設定となると、春からの農地の準備に不都合が生じるとの地域住民からの要望があり、異例ではありますが先に利用協議を行ったところでございます。

協議の結果、周辺の耕作者5名が借り受けることで調整が整っておりますが、総会への利用権設定申出と調整報告については、4月以降の農地評価の後に総会に提案する予定でおります。

2月21日、「令和6年度釧路地方農業委員会事務局協議会研修会」が釧路市で開催され、事務局3名が出席しております。

研修会では、北海道農業会議の乾事務局長より、地域計画策定後の農用地利用集積等促進計画の説明と各市町村からの懸案事項について討議が行われたところでございます。

2月25日、「第7回農政部会」を開催し、農政部会委員5名と白川会長、嵯峨職務代理、事務局3名が出席しております。

本日の総会に提案しております 令和6年度浜中町農業委員会補正予算について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員

(なしの声)

議長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定2件の許可申請でございますが、整理番号1は、茶内西○線○○○番地、○○○氏所有地、対象地は茶内西○線○○○番、ほか○○筆、面積○○万○、○○.○○㎡で、この土地を茶内西○線○○○番地、○○○氏に使用貸借による権利の設定、整理番号2は、茶内栄○○番地、○○○○○○○○○○所有地、対象地は茶内西○線○番、ほか○筆、面積○○万○、○○○.○○㎡で、この土地を茶内栄○○番地、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に使用貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、11番工藤委員、お願いします。

工 藤 委 員

農地の後継者への使用貸借の期間満了に伴う更新であり、営農していくには何ら問題のないと思います。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号2について、2番嵯峨委員、お願いします。

妹 尾 委 員

本農地は、○○が所有している農地でございますけど、関係する○○○○がこれまでも適正に管理をして使用しておりましたので、継続することには問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。
これから議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号2で○○番○○委員と○○番○○委員が浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。
議案審議の順番につきましては、整理番号1の審議を行い、続いて整理番号2の

審議を行いたいと思います。

それでは、これから整理番号 1 の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 2 の質疑を行います。〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから整理番号 2 の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第 2 号を採決いたします。お諮りします。

整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

日程第 7 議案第 2 号 農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報の提供について
を議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長	議案第 2 号 農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第 5 2 条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされております。 本委員会では、令和 6 年 1 月から 1 2 月までに、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画書により、農地の賃貸借契約がされた賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出し、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするものでございます。 以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長	(詳細説明するも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第 2 号の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 2 号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。
事務局 長	日程第 8 議案第 3 号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。 提案の理由を事務局より説明させます。 議案第 3 号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、同条第 2 項で規定する農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するもの

とする。」としております。

本案は、売買による権利の移転2件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1は、茶内○線○○○番地、○○○○氏所有地、対象地は茶内○線○○○番○、ほか○○筆、面積○○万○, ○○○. ○○㎡で、この土地を札幌市中央区北○条西○丁目○番地○○、○○○○○○○ ○○○○○○○○に売買による権利の移転、整理番号2は、茶内○線○○○番地、○○○○氏所有地、対象地は茶内○線○○○番○、ほか○筆、面積○万○, ○○○. ○○㎡で、この土地を同じく、○○○○○ ○○○○○○○○に売買による権利の移転、でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事 (詳細説明するも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。 ここで、会議を中止します。(13 : 33) 会議を再開します。(14 : 05)
議	長	日程第 9 議案第 4 号 地域計画の作成について議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長		議案第 4 号 地域計画の作成について、提案の理由をご説明申し上げます。 町では、平成 24 年より人・農地プランを作成し公表しております。これは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として位置付けられているところです。 令和 5 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正により人・農地プランが地域計画と称され法定化されました。本計画は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的な利用を図るため、令和 7 年 3 月末までに「地域計画」を策定することが国から求められ、これを受けて、令和 6 年 7 月 31 日開催の第 13 回浜中町農業委員会総会にて、町に目標地図の素案を提出しているところです。 町では、目標地図をもとに「地域計画」の作成を進めておりますが、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定では、「同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聞かなければならない。」と定められており、町から「地域計画」について、意見を求められております。 つきましては、地域計画に対する意見を町へ提出するものでございます。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げます。以上よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから議案第 4 号の質疑を行います。 質疑ありませんか。

各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 4 号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。 日程第 10 議案第 5 号 贈与税納税猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 5 号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項では、「農業を営む個人が、その農業に供している農地及び採草放牧地を、推定相続人の内の一人の者に贈与した場合には、相続税法第 28 条第 1 項の規定による申告書の提出により、納付すべき贈与税については当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。」と規定されております。 また、同条第 27 項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとに、引き続いて納税猶予の適用を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されており、届出書の提出にあたっては、農業委員会の証明が必要とされております。 今年度の対象者は、姉別〇丁目〇〇番地、〇〇〇氏、〇名で、前回証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長	(詳細説明するも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第 5 号の質疑を行います。 質疑ありませんか。 6 番阿部委員。

〇〇さん後に新規就農者が入っていると思いますが、〇氏の農地は有ることになっているのですか。

事務局長 備考欄に特定貸付と標記していますが、これは、農地の所有者は〇〇〇さんです、〇さんと〇さんが農業を行っている時に納税猶予の手続きをとっておりました、その後離農され、農地中間管理機構に貸付されております、名義は〇〇〇さんです。農地中間管理機構から現在の〇〇さんが借りて農業を行っている状況です。農地を第三者に貸付て納税猶予の適用をそのまま受けることを特定貸付と言います。

議長 質疑ございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

地方税法附則第12条第1項では、「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者に対して課する不動産取得税については、その規定の例によって徴収を猶予するものとする。」と規定されております。

また、同条第2項では、「所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、先ほどの贈与税納税猶予の継続と同様に農業委員会の証明を行った上、北海道知事に届出書を提出することとなっております。

今年度の対象者は、姉別〇丁目〇〇番地、〇〇〇氏、ほか〇名で、前回証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長 （詳細説明するも省略）

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第 6 号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

6 番阿部委員

阿 部 委 員 整理番号 2 番、3 番は農業を行っているのですか。

事 務 局 長 ○○さんは、認定農業者ではないですが副業しながら牧草を収穫、販売していま
す。○○さんは営農をしています。

議 長 質疑ありませんか。

各 委 員 （質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第 6 号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 （異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 7 号 令和 6 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について
を議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第 7 号 令和 6 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由
及びその内容をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり歳入の交付金決定による補正や、歳出の決算見
込みに基づき補正をしようとするものでございますが、歳入では、16 款道支出金の
農業委員会交付金については、交付金額の決定により 27 万円の増、農業委員会補助
は、補助算定内容の変更により 12 万 3 千円の増、農地利用最適化交付金は、交付金
算定内容の変更により 47 万 6 千円の減となっており、21 款諸収入の農業者年金業
務委託手数料 40 万 3 千円の増につきましては、交付金額の確定によるもので、歳入

の補正につきましては、あわせて 32 万円の増額となります。

一方、歳出では、農業委員会委員に要する経費の農業委員報酬で委員退任に伴う減額で農業委員報酬 56 万 1 千円の減、同じく費用弁償で 1 万 6 千円の減、農業委員会事務局に要する経費の車検諸費で事業完了に伴う 8 千円の減、車輛購入年賦金 2 万 6 千円の減については実績によるもの、歳出の補正は、あわせて 61 万 1 千円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長 （詳細説明するも省略）

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第 7 号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 （質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第 7 号を裁決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 （質疑なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会について、3 月 28 日、金曜日、午前 10 時 00 分からを提案します。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3 月 28 日、金曜日、午前 10 時 00 分からということでよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なしの声）

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、3 月 28 日、金曜日、午前 10 時 00 分からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第20回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後2時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会

2番 嵯 峨 弘 巳

浜中町農業委員会

3番 押 切 秀 志